

令和元年7月24日

お客さま 各位

預金規定等改正のお知らせ

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、当金庫では、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与防止対策等に関する対応の強化を図るため、下記のとおり令和元年11月から預金規定等の一部を改正いたします。

預金規定等の改正後は、これまで以上にお客さまに関する情報や、口座の利用目的等をご確認させていただくことがあります。

また、既にお取引のあるお客さまにも、お取引の内容や状況等について、確認させていただくことがあります。その際には、各種確認資料の提示をお願いすることがありますので、ご協力をお願いいたします。

当金庫が求める確認資料を適切にご提出いただけない場合、および当金庫が法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、お取引を制限または解約させていただくことがあります。

改正後の預金規定等は、既にお取引いただいているお客さまにも適用いたします。

記

1 改正する規定

普通預金規定、決済用普通預金規定、貯蓄預金規定、納税準備預金規定、当座預金規定（一般用）、当座預金規定（専用約束手形口用）、総合口座取引規定、貸金庫使用規定

2 改正日

令和元年11月1日（金）

3 改正内容

上記1に掲げる規定について、別添1～8のとおり改正を行います。

[別添1 「普通預金規定」](#)

[別添2 「決済用普通預金規定」](#)

[別添3 「貯蓄預金規定」](#)

[別添4 「納税準備預金規定」](#)

[別添5 「当座預金規定（一般用）」](#)

[別添6 「当座預金規定（専用約束手形口用）」](#)

[別添7 「総合口座取引規定」](#)

[別添8 「貸金庫使用規定」](#)

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

いちい信用金庫業務部

電話番号：0586-75-6211

受付時間：営業日9時～17時